千葉市墓地等の経営の許可等に関する指導要綱

目次

第1章 総則(第1条一第2条)

第2章 事前協議等(第3条—第7条)

第3章 許可申請(第8条-第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成12年千葉市条例第18号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(平成12年千葉市規則第40号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例及び規則の定めるところによる。

第2章 事前協議等

(標識の設置)

第3条 規則第6条第1項の標識は、周辺住民等への周知を目的としたものであるので、墓地若しくは納骨堂の予定地又は公道等に接した道路沿いに設置する等その設置場所には十分に配慮しなければならない。

(説明会等)

- 第4条 規則第7条第1項のおおむね200メートル以内の範囲とは、墓地 又は納骨堂の予定地の境界から住宅の用に供する敷地までとする。
- 2 申請予定者は、規則第7条第2項の説明会等について、本項各号から第 8項のとおり行うものとする。
- (1) 説明会等は、曜日、時間、場所等を考慮し、周辺住民等が説明を受けることができるようにすること。
- (2)説明会等では、周辺住民等に対し、規則第7条第2項に規定する事項 について説明するほか、墓地又は納骨堂を設置する趣旨、経緯等につい て説明すること。
- (3) 説明会等は、原則、申請予定者が行うこと。

- 3 説明会を開催するときは、周辺住民等に対し、郵便その他の方法により 次に掲げる書類を送付して開催の日時、開催場所等を周知すること。
- (1) 説明会の開催の日時及び場所を記載した書類
- (2) 規則第7条第2項各号に掲げる事項が記載された書類
- 4 前項の規定により説明会の開催を周知し説明会を開催したにもかかわらず、説明会を欠席した場合は、前項第2号の書類が送付されていることから、説明会の開催をもって説明がなされたものとみなすことができる。
- 5 次の各号の一に該当するときは、規則第7条第2項各号に掲げる事項が 記載された書類を送付又は差し置きすれば、条例第6条第2項の規定によ る説明がなされたものとみなすことができる。
 - (1) 規則第7条第2項の戸別の説明により、条例第6条第2項の規定による説明を行おうとしたが、拒否される又は複数回訪問したが不在である 等の理由により説明を行うことができなかったとき。
- (2) 当該墓地又は納骨堂の予定地の境界からの水平距離がおおむね200 メートル以内の範囲に土地又は建物を所有する者であって、千葉市内に 住所を有しない者に対して説明を行うとき。
- 6 説明会等を行ったときは、説明年月日、説明内容、質疑応答等の結果等 について、記録を作成し、保存すること。
- 7 説明会等を行ったときは、次に掲げる者に対し、経営等の計画の承諾を 得るよう努めなければならない。なお、第1号に規定する距離は墓地又は 納骨堂の予定地の境界から住宅の用に供する敷地までとし、第2号に規定 する距離は墓地又は納骨堂の予定地の境界から敷地とする。
- (1)墓地又は納骨堂の予定地の境界から100メートル以内の居住者
- (2) 墓地又は納骨堂の予定地の境界から10メートル以内の土地の所有者
- 8 承諾書が取得できない場合には、「承諾書が得られない経過・理由書」を規則第7条第3項の墓地(納骨堂)経営(変更)計画説明実施報告書(様式第10号)に添付すること。なお、「承諾書が得られない経過・理由書」には、すべての対象者について、説明方法、回数(訪問年月日等)、内容、今後の居住者又は土地の所有者への対応方針等を明記すること。

(説明の報告)

- 第5条 規則第7条第3項第4号の住民等の状況を示す図面とは、住宅地図等で周辺住民等の状況が記載された図面及び地図等の写しで土地の所有者が記載された図面とする。
- 2 規則第7条第3項第5号のその他市長が必要と認める書類は、前条第6項の規定により作成した説明会等の記録のほか、説明を行うことができなかった者への対応記録、前条第7項に規定する承諾書、前条第8項の「承諾書が得られない経過・理由書」等とする。

(周辺住民等との協議等)

第6条 条例第6条第3項に規定する意見の申出は、文書によるものとし、申請予定者は、協議年月日、協議方法、協議内容、協議結果等について、記録を作成し、保存すること。

なお、この場合において、周辺住民等との協議により合意又は確認した 事項については、遵守すること。

- 2 規則第8条第2項の墓地(納骨堂)経営(変更)計画協議状況報告書 (様式第11号)の協議内容には、申し出された意見の概要、当該意見に 対する見解、措置方針、計画変更の有無等を記載すること。
- 3 周辺住民等との間で問題が生じたときは、申請予定者は自主的な解決 に努めなければならない。

(事前協議)

- 第7条 規則第5条第1項に規定する書類及び図面は、次のとおりとする。
 - (1)規則第2条第2項第1号に規定する見取図は、次のとおりとする。
 - ア 縮尺 2,500 分の 1 程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適当なものであること。
 - イ 住宅等の周辺の状況については、事前協議書の提出時の状況を反映 させ、墓地又は納骨堂を設置する区域を示す住宅地図を併せて提出す ること。
 - ウ 墓地にあっては墓地の境界から20メートル又は必要な範囲を線で 示すこと。
 - (2)規則第2条第2項第2号に規定する図面は、案内図として適当なものであること。
 - (3) 規則第2条第2項第3号の墓地等の配置及び構造を示す図面は、施設

の仕様及び機能が判断できる、次に掲げるものであること。なお、拡張 の場合にあっては、拡張部分のみのものと全体の墓地又は納骨堂の構造 を別葉に作成すること。また、縮小の場合は、縮小した残りの墓地又は 納骨堂の構造とすること。

- ア 墳墓区域、収蔵区域、緑地帯、緑地、障壁、管理事務所等の必要な 施設又は設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図
- イ 給水及び排水の状況が明らかな平面図
- ウ 管理事務所の構造が明らかな平面図及び立面図
- エ 植栽を示した平面図及び断面図
- オ 障壁の断面図
- カ門扉の構造図
- キ 条例第10条第8号の無縁墳墓の遺骨を改葬するための合葬墓以外 の合葬墓の設置にあっては、納骨数、設置規模、埋蔵方法等が明確で ある図面
- (4)規則第2条第2項第4号の土地登記事項証明書は、次のとおりとする。
 - ア 規則第5条第1項の事前協議書(様式第4号)を提出する日の90 日以内に作成されたものであること。
 - イ 土地は自己の所有であること。なお、事前協議書を提出するときに 自己の所有でない場合は、許可申請までに自己の所有となることが証 される書類を添付すること。
- (5)規則第2条第2項第8号に規定する維持管理規則等は、次のとおりとする。
 - ア 管理者(予定者を含む。)が定められていること。
 - イ 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定められていること。
 - ウ 手続きに係る様式が定められていること。
 - エ 永代使用料、管理料等の規定が定められていること。
 - オ 使用期限付きの墓地又は納骨堂にあっては、使用の期限、期限満了 後等の遺骨の取り扱い等が定められていること。
 - カ 無縁となった遺骨の取り扱いが定められていること。
 - キ 条例第10条第8号に規定する合葬墓に改葬するときの基準等が定められていること。

- (6) 規則第2条第2項第10号の資金計画書には、墓地又は納骨堂の設置に要する費用、許可後の経営に要する費用等の資金計画を事業執行別に記載すること。また、裏付けとなる資料を添付し、次の事項に留意すること。
 - ア 宗教法人は、宗教法人規則で、公益社団法人又は公益財団法人は、 定款又は寄附行為で規定されている所定の手続きで承認された資金 計画と整合があること。
 - イ 金融機関以外の融資は、認められないこと。なお、金融機関とは、銀行、信用金庫、信用組合等をいい、業として融資を行わない個人は含まない。
- (7)規則第2条第2項第12号に規定する書類は、次のとおりとする。
 - ア 同号アの宗教法人規則は、次のとおりとする。
 - (ア) 所轄庁印が押印されたものの写しであること。
 - (イ)経営を予定している宗教法人が、既存の墓地又は納骨堂で、公益 事業として墓地又は納骨堂を経営している場合は、公益事業として 所轄庁で宗教法人規則の変更認証を受けていること。
 - イ 同号イの登記事項証明書は、事前協議書を提出する日の90日以内 に作成されたものであること。
 - ウ 同号ウの許可申請に関する意思決定をした旨を証するものは、次の とおりとする。
 - (ア)経営に至った理由及び具体的な墓地又は納骨堂の必要性が記載された議事録であること。
 - (イ) 意思決定は、宗教法人規則、定款又は寄附行為に則った所定の手続きで成立していること。
 - (ウ) 意思決定した議事録の写しには、出席役員の氏名及び押印がある こと。
 - (エ) 宗教法人の議事録に記載され議決が必要な事項は次のとおりで あること。
 - a 墓地又は納骨堂の設置理由
 - b 墓地又は納骨堂の設置予定地の所在、地番
 - c 場所選定の理由

- d 墓地又は納骨堂の経営予定面積、予定区画数又は予定収蔵数
- e 墓地又は納骨堂の設置に関する資金計画
- f eの内容を変更した場合は、その理由及び内容
- エ 同号エの収支決算書は、必要に応じ他の年度の収支決算書を添付すること。また、公益事業として既に墓地又は納骨堂の経営を行っている場合には、特別会計の収支決算書を添付すること。
- (8) 規則第2条第2項第13号の市内で他に経営している墓地等の状況が わかる書類は、墓地を経営しようとするときは市内で経営している墓地、 納骨堂を経営しようとするときは市内で経営している納骨堂の名称、所 在地、面積及び区画数又は収蔵数並びに使用状況を記載したものである こと。
- (9) 規則第5条第1項第2号に規定する造成計画が確認できる図面は、次のとおりとする。
 - ア 平面図とし、墳墓や通路の配置、管理事務所等の位置、緑地の位置、 障壁等の構造等が明確に判断できるものであり、縮尺、寸法を記入 し、必要に応じ解説を記入すること。
 - イ 納骨堂の建物及びその付属設備に関する図面等は、アに準じること。
- (10) 規則第5条第1項第3号に規定する地図等の写しには、近隣の地番及び土地所有者の住所及び氏名を記載すること。
- (11) 規則第5条第1項第5号の墓地又は納骨堂の経営の必要性を証する書類は、次のとおりとする。
 - ア 墓地又は納骨堂を経営する場合、10年間の需要に応じた数とすること。
 - イ 宗教法人にあっては、条例第8条第1項第1号イ(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により経営する墓地又は納骨堂を使用しようとする者(予定者を含む。以下「檀信徒」という。)の名簿等とし、事前協議書の提出時において計画した墓地の区画数又は納骨堂の収蔵数のおおむね2分の1以上の者について、使用の意思があること。

なお、申請予定者は、檀信徒に、本規定に基づき名簿等を提出す

ることを説明し了解を得ていること。

- ウ 必要数の算定は、次の事項に留意し、裏付けとなる資料を添付する こと。
 - (ア) 宗教法人にあっては、現時点での墓地又は納骨堂の供給状況及 び市内在住者等の区分並びに檀信徒の状況を明確にして算定した ものであること。
 - (イ)公益社団法人又は公益財団法人にあっては、規模決定の根拠と なる需要供給の算定根拠を明確にして算定したものであること。
- (12) 規則第5条第1項第6号のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア 地積測量図

イ その他墓地等の経営計画に関する参考資料

- (13) 規則第5条第1項ただし書の規定による添付を省略することができる 書類は、維持管理規則等の経営に必要な事項を記載した書類、法人の登 記事項証明書、宗教法人規則、定款又は寄附行為の写し等であって、同 一の書類が既に提出されている場合とする。
- 2 申請予定者は、規則第5条第4項に規定する協議した事項を変更しようとするときは、その変更内容について周辺住民等に周知するよう努めなければならない。
- 3 市長は、墓地又は納骨堂の計画の内容等が別表に掲げる指導基準に適合 するよう指導するものとする。
- 4 申請予定者は、事前協議書について指導を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 申請予定者は、規則第5条第2項の規定による通知書の交付を受けなければ、墓地又は納骨堂に係る造成、建設その他の工事に着手してはならない。

第3章 許可申請

(許可申請)

- 第8条 規則第2条第2項に規定する書類等は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第2条第2項第1号に規定する見取図は、次のとおりとする。

ア 縮尺 2,500 分の 1 程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適当な

ものであること。

- イ 住宅等の周辺の状況については、申請時の状況を反映させ、墓地又 は納骨堂を設置する区域を示す住宅地図を併せて提出すること。
- ウ 墓地にあっては墓地の境界から20メートル又は必要な範囲を線で 示すこと。
- (2) 規則第2条第2項第2号に規定する図面は、案内図として適当なものであること。
- (3) 規則第2条第2項第3号の墓地等の配置及び構造を示す図面は、施設の仕様及び機能が判断できる、次に掲げるものであること。
 - ア 墳墓区域、収蔵区域、緑地帯、緑地、障壁、管理事務所等の必要な 施設又は設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図
 - イ 給水及び排水の状況が明らかな平面図
 - ウ 管理事務所の構造が明らかな平面図及び立面図
 - エ 植栽を示した平面図及び断面図
 - オ 障壁の断面図
 - カ門扉の構造図
 - キ 条例第10条第8号の無縁墳墓の遺骨を改葬するための合葬墓以外 の合葬墓の設置にあっては、納骨数、設置規模、埋蔵方法等が明確で ある図面
- (4) 規則第2条第2項第4号に規定する土地及び第6号の建物の登記事項 証明書は、申請日の90日以内に作成されたものであり、土地及び建物 は自己の所有であること。
- (5) 規則第2条第2項第5号及び第6号に規定する地図等の写し及び地積 測量図は、次のとおりとする。
 - ア 地図等の写しには、近隣の地番及び土地所有者の住所及び氏名を記載すること。
 - イ 地積測量図は、墓地又は納骨堂の用地が一筆ごとに測量されたもの であること。なお、墓地又は納骨堂の区域が、土地登記事項証明書と 一致すること。
- (6) 規則第2条第2項第6号の検査済証は、建築確認を要さない場合にあっては工事引渡書とする。

- (7) 規則第2条第2項第8号に規定する維持管理規則等は、次のとおりと する。
 - ア 管理者が定められていること。
 - イ 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定められていること。
 - ウ 手続きに係る様式が定められていること。
 - エ 永代使用料、管理料等の規定が定められていること。
 - オ 使用期限付きの墓地又は納骨堂にあっては、使用の期限、期限満了 後等の遺骨の取り扱い等が定められていること。
 - カ 無縁となった遺骨の取り扱いが定められていること。
 - キ 条例第10条第8号に規定する合葬墓に改葬するときの基準等が定められていること。
- (8) 規則第2条第2項第9号に規定する経営計画書等には、次の事項を記載すること。
 - ア 管理者
 - イ 組織体制
 - ウ 経営又は変更に至った理由
 - エ 規模を選択した理由及び算定根拠
 - オ 設置場所を選定した理由
 - カー今後の経営方針
- (9) 規則第2条第2項第10号の資金計画書には、墓地又は納骨堂の設置に要した費用、許可後の経営に要する費用等の資金計画を事業執行別に記載すること。
- (10) 規則第2条第2項第11号の議会の議決書とは、議決証明書等の議決を証する書類であって、墓地等の設置の予算に係るものであること。
- (11) 規則第2条第2項第12号に規定する書類は、次のとおりとする。
 - ア 同号アの宗教法人規則は、次のとおりとする。
 - (ア) 所轄庁印が押印されたものの写しであること。
 - (イ)経営を予定している宗教法人が、既存の墓地又は納骨堂で、宗派 を問わない墓地又は納骨堂を経営している場合は、公益事業として 所轄庁で宗教法人規則の変更認証を受けていること。
 - イ 同号イの登記事項証明書は、次のとおりとする。

- (ア)申請日の90日以内に作成されたものであること。
- (イ)公益社団法人又は公益財団法人にあっては、名称が「公益社団法 人」又は「公益財団法人」となっていること。
- ウ 同号ウの許可申請に関する意思決定をした旨を証するものは、次の とおりとする。
 - (ア)経営に至った理由及び具体的な墓地又は納骨堂の必要性が記載された議事録であること。
 - (イ) 意思決定は、宗教法人規則、定款又は寄附行為に則った所定の手続きで成立していること。
 - (ウ) 意思決定した議事録の写しには、出席役員の氏名及び押印がある こと。
 - (エ) 宗教法人の議事録に記載され議決が必要な事項は次のとおりで あること。
 - a 墓地又は納骨堂の設置理由
 - b 墓地又は納骨堂の設置予定地の所在、地番
 - c 場所選定の理由
 - d 墓地又は納骨堂の経営予定面積、予定区画数又は予定収蔵数
 - e 墓地又は納骨堂の設置に関する資金計画
 - f e の内容を変更した場合は、その理由及び内容
- エ 同号エの収支決算書は、必要に応じ他の年度の収支決算書を添付すること。また、公益事業として既に墓地又は納骨堂の経営を行っている場合には、特別会計の収支決算書を添付すること。
- (12) 規則第2条第2項第13号の市内で他に経営している墓地等の状況が わかる書類は、墓地を経営しようとするときは市内で経営している墓地、 納骨堂を経営しようとするときは市内で経営している納骨堂の名称、所 在地、面積及び区画数又は収蔵数並びに使用状況を記載したものである こと。
- (13) 規則第2条第2項第14号のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - ア 墓地等の設置に要した費用の領収書等
 - イ 他法令の許可証等の写し

- ウ 規則第5条第2項の規定による通知書の写し (変更許可申請)
- 第9条 規則第3条第2項第2号の改葬報告書には、次の書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 墓地又は納骨堂でなくなる墳墓の配置図等
 - (2) 墓地又は納骨堂の使用者の一覧
- (3) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類
- 2 条例第4条第4号の変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積については、既存部分と変更部分を併記すること。
- 3 規則第2条第2項第3号の墓地等の配置及び構造を示す図面については、 次のとおりとする。
- (1) 拡張に伴う申請の場合にあっては、拡張部分のみのものと全体の墓地 又は納骨堂の構造を別葉に作成すること。
- (2)縮小の場合は、縮小した残りの墓地又は納骨堂の構造とすること。 (廃止許可申請)
- 第10条 規則第4条第2項第1号の改葬報告書には、前条第1項の書類及 び図面を添付するものとする。
- 2 規則第4条第2項第3号の許可申請に関する意思決定をした旨を証する 書類は、次のとおりとすること。
- (1) 廃止に至った理由が明確に記載された議事録であること。
- (2) 意思決定は、宗教法人規則、定款又は寄附行為に則った所定の手続きで成立していること。
- (3) 意思決定した議事録の写しには、出席役員の氏名及び押印があること。
- (4) 宗教法人等の議事録に記載され議決が必要な事項は次のとおりであること。
 - ア 墓地又は納骨堂の廃止理由
 - イ 墓地又は納骨堂の廃止予定地の所在、地番
 - ウ 墓地又は納骨堂の廃止予定面積、予定区画数又は予定収蔵数
 - エ 墓地又は納骨堂の廃止に関する資金計画

(許可基準)

第11条 条例第8条第1項第1号イ(ア)の市長が特に理由があると認め

た権利とは、地役権、区分地上権その他の墓地又は納骨堂の永続性の観点から支障がないと判断される権利のことである。

- 2 条例第8条第1項第1号イ(イ)の境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地には、道路、水路等(法定外公共物も含む。)が存在しないものであること。
- 3 規則第13条第1号の規定により、墓地の経営を認める場合は、引き続いて墓地を経営する宗教法人は原則同一宗派であること。また、当該墓地の使用者に経営者が変更となることの説明、承諾等の理解や手続きがなされていること。

(墓地の環境基準)

- 第12条 条例第9条第1項第1号の河川とは、河川法(昭和39年法律第 167号)による河川をいう。
- 2 条例第9条第1項第2号に規定する住宅等の定義については、次による こと。
 - ア 「住宅」 専用住宅、併用住宅及び特別養護老人施設等
 - イ 「学校」 学校教育法(昭和22年法律第26号)による学校
 - ウ 「保育所」 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所
 - エ 「図書館」 図書館法 (昭和25年法律第118号) による図書館
 - オ 「博物館」 博物館法(昭和26年法律第285号)による博物館
 - カ 「公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館
 - キ 「病院」 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の 病院
 - ク 「敷地」 当該施設の通常の用に供される範囲

(墓地の施設基準)

- 第13条 条例第10条第1号に規定する緑地帯等は、墓地区域との緩衝帯の目的で設置を規定したものであり、緑地帯等を利用できる施設は、次によること。
 - (1) 墓地の管理事務所
 - (2)緑地(条例第10条第7号の緑地面積の算定には含まない。)
 - (3) 使用水の施設
 - (4) 便所

- (5) 墓地の専用駐車場
- (6) 排水関連施設
- (7) 不要となった墓石、供物等の集積場所
- (8) その他墓地の付帯設備 ただし、全体の緑地帯等の面積に占める第2号の緑地の面積の割合は、 2分の1以上とすること。
 - (2,000平方メートル以上の墓地の基準)
- 第14条 条例第11条第1号に規定する緑地帯は、次の要件を満たす構造であること。
 - (1) 周辺環境に調和したものであること。
 - (2) 常緑樹を主体として、緑地帯を形成するものであること。

(火葬場の環境基準)

- 第15条 条例第13条第1項第1号の距離は、次のとおりとする。
 - (1) 住宅等については、現に住宅等が存し、その用に供する敷地も含むものであること。
 - (2) 住宅等と同一の敷地であっても、山林、畑、工場等の住宅等の用に供 さない用地は含まないものとする。

(火葬場の施設基準)

第16条 条例第14条第1号及び第3号の障壁及び緑地帯は、墓地の施設 基準に定める基準と同様のものとすること。

(経営者の責務)

- 第17条 規則第17条第2項の標識は、風雨に絶えられる堅牢な構造とし、 墓参者等から記載事項が判別できるようにすること。
- 2 火葬場の管理者は、条例第14条第4号の排ガス再燃焼装置等から排出 される排ガスについて、次に掲げる項目を定期的に測定すること。なお、 必要に応じて各号に掲げる物質以外の測定も行うこと。
- (1) ダイオキシン類
- (2) ばいじん
- (3) 硫黄酸化物
- (4)窒素酸化物
- (5) 塩化水素

附則

1 この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議 実施要綱によりなされている申請その他の手続については、それぞれこ の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議 実施要綱によりなされている申請その他の手続については、それぞれこ の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議 実施要綱によりなされている申請その他の手続については、それぞれこ の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議 実施要綱によりなされている申請その他の手続については、それぞれこ の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議 実施要綱によりなされている申請その他の手続については、それぞれこ の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日までの間における 用語の意義について、改正後の要綱中「宗教法人等」とあるのは、「宗

教法人等又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人」とする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年8月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、平成25年4月1日以後になされた改正後の千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成12年千葉市条例第18号)第6条第1項の規定に基づく協議に係る墓地等の申請その他の手続きについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなし、平成25年4月1日より前になされた改正前の千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条に基づく協議(以下「改正前事前協議」という。)に係る墓地等(この条例の施行の際当該改正前事前協議に係る事項について墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項又は第2項の許可を受けていないものに限る。)の申請その他の手続きについては、なお改正前の千葉市墓地等の経営の許可に関する事前協議実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(別表)

指導事項	指導基準
1 事前協議等に関すること	条例第6条に適合していること。
2 経営主体に関すること。	条例第8条第1項、第2項、第4項及び第
	5項(火葬場を除く。)に適合しているこ
	と。
3 設置に関すること。	墓地にあっては、条例第9条に規定する環
	境基準に適合していること。
4 施設基準に関すること。	条例第10条から第12条まで及び第15
	条に規定する基準に適合していること。
5 永続性及び非営利性に関	(1) 健全な経営が確保されている計画であ
すること。	ること。
	(2)墓地等に係る造成、建設その他の工事
	に要する資金は自己資金を原則とするこ
	と。
	(3)経営するために十分な財産その他の経
	済的基礎を有していること。
6 必要性に関すること。	宗教法人が新たに墓地又は納骨堂を設置す
	る場合は、次のとおりとする。
	(1)墓地又は納骨堂を必要としている檀信
	徒数が示されていること。
	(2)墓地又は納骨堂の面積は、必要最小限
	とし、墓地にあってはおおむね1,00
	0平方メートル未満とすること。